

平成19年度 日の里まちづくり委員会/事業計画の概要(案)

まちづくり委員会

はじめに

平成18年度の事業報告の通り、本委員会は平成18年度12月に発足し、規約類の改定を優先した。この間、平成19年度以降に検討対象としたい「案件の抽出」及び、その案件対応(事業活動の大筋の進め方)に関して意見交換を実施した。

本委員会の継続性の視点より、平成19年度の検討課題・確認事項のたたき台として、以下にそのポイントを整理した。

1. まちづくり委員会の役割

(1)本委員会は協議会の中の「諮問機関」として、10年後を見据えながら、まちづくり計画の立案 協議会の組織体制の改定 規約・会則・規程類の改定(新設)などに取り組み、関係機関に諮問する。

(2)本委員会の独立性、諮問案に対する中立性の視点より、本委員会の提出案件の役員会、運営委員会への報告・説明は、役員以外の本委員会委員が実施する。

注) 協議会の規約・組織図上、本委員会は日の里まつり実行委員会と同じく、役員会等から「独立した組織」、また、役員会は執行機関であり、本委員会(諮問機関)とは、責任・権限が異なる。

2. 事業活動の前提

(1)本委員会は、協議会の目的(規約2章の目的と事業)を事業活動の“原点”と位置づける。

(2)平成17年度の総会で承認された「日の里地区まちづくり計画(構想案)」を中長期的な“住民ニーズ”と位置づける。

3. 取組の基本姿勢

(1)地域住民の生活に直接関わりを持つ「課題解決型」の事業活動に取組む。

世の中が大きく変化する中で「何もしない」のが最大のリスク、「前例主義」から脱皮して、世の中や地域社会の「変化」を事業活動に反映させる。

なぜ出来ないかより、対案の比較検討を含め、どうすれば実現出来るかなど「プラス志向」で取組む。

(2)住民意識を事業活動に反映させ、信頼され存在感のあるコミュニティ作りに繋げる。

待ちの姿勢から一歩前へ、行政主導型から地域主導型(住民提案型)への転換を図る。

(3)日の里の強みである地域資源(ヒト・モノ・カネ)を有効活用するための仕組みを作る。

多くの住民が「地域社会に参加」できる様、情報公開と情報の共有化を進める。

「属人的な組織運営」から脱皮して「ルール型の組織運営」(オープンな組織運営)を目指す。

(4)日の里の歴史・文化・伝統を継承し、多くの住民の参加と合意を基に事業活動を推進する。

人のつながりや相互の信頼関係を大切にしながら、充実感や達成感が得られる取組を行う。

4. 平成19年度/個別案件一覧(案) 別紙参照

(1)個別案件一覧の各案件は、現状及び中期的に発生し得る課題

平成18年度の本委員会の意見集約及び、日の里まちづくり計画より抽出

5. 個別案件の進め方

(1)「課題解決型」の案件の検討を進める場合、住民ニーズや地域資源(ヒト・モノ・カネ)に直接絡むので、予め全体の作業手順(進め方、実施要領、ルールなど)を明確にして進める。

おおまかな作業手順とその概要は以下の通り。

基本構想(計画概要)の策定

この段階で十分議論を行い、住民に情報公開しながら基本合意を得る。

基本構想の主な内容は、案件の目的、前提、実施事項、期待効果、対象期間、体制、比較検討、推進上の課題などの大まかなイメージの検討・整理

* 案件の必要性の検討が主で、可能性(実現性 出来る出来ない)の検討は基本構想策定の一義的な目的とはしない。

実行計画の策定

基本構想(計画概要)を基に、実施内容、方策、地域資源(ヒト・モノ・カネ)との関係などを検討・整理して、実行可能案を策定する。

(2)基本構想や実行計画を策定する場合、「日の里委員会000作業部会」などを発足させて進める。

おおまかな目的、前提、実施事項、進め方などは、「000作業部会規程」などに明示する。

(3)情報公開、情報共有や啓発活動の推進

まちづくり委員会や「000作業部会」などの活動状況を、日の里広報紙やホームページを活用し、広く住民に知って貰い、共に意識改革を図る。

隣組組員～組長～町内会～コミュニティの双方向の情報の流れを作り、協議会の計画や施策に住民意識を反映させる。